

著作権に関わる場合の発表資料を作成する上での留意事項

(PTA実践発表会などで使用するプレゼン資料作成等で留意していただきたいこと)

岐阜市PTA連合会

【発表校に対して、市P連よりお願いしてきている著作権に関わる確認事項】

- ・画像や映像は、著作権に違反しないものとします。(自己撮影か、著作権者に許諾を得てください。)
- ・BGMは、著作権に違反しないものとします。(著作権フリーのBGMか著作権者に許諾を得てください。)

【実践発表会の発表校や参加者に対して、再確認しておきたい事項】

□著作権保護期間中の楽曲をパワーポイントなどに取り込んで、場面構成をしたいという場合、市販CDやインターネット上からダウンロードしてからの利用は、楽曲の「複製」にあたりますので、著作権者の許諾を得ていただく必要があります。パワーポイントに楽曲を取り込む単位PTAで、直接、関係機関に問い合わせる著作権に関する手続きをとってください。

□市販CDなどの既成音源をパワーポイントなどに「複製」する場合は、レコード会社への音源の手続き(著作権隣接権…レコード会社や実演家の権利)と、JASRAC等への楽曲の手続き(著作権:作詞・作曲家の権利)が別々に必要となります。(ただし、楽曲使用の事前許諾は不可の可能性が高く、もし許諾を得たとしても、使用料はととも高額になりますので、ご注意ください。)

➡音源利用許諾窓口一覧(日本レコード協会)

➡楽曲の複製権(著作権:JASRAC等への手続き)

著作権管理会社:「JASRAC」、「NextOne」などがありますので、製作者が直接問い合わせる所定の手続きを取ってください。

□学校の運動会などで、例えば、流行の楽曲に合わせて子どもたちがダンスなどを踊っている様子を家庭用ビデオで撮影された時点で、撮影された映像に入っている音源は、「複製」されたものとなります。ただ、ご家庭で運動会の思い出として楽しまれることについては、私的使用のための複製として問題はありませんが、SNS(YouTube等)に投稿したり、PTAの会合で画像を流したり、PTAのお疲れ様会などで、その映像を流したりする場合は、「複製」に該当することになります。もし、市P連の実践発表会やPTAの会合などで、子どもたちの活動の様子を紹介したい場合は、音源を消して画像だけ流すか、別の音源(差し替える音源によっては新たな手続きが必要となりますので注意)に差し替える必要があります。

【参考】

□パワーポイント収録楽曲や市販CDを長良川国際会議場ホール等で再生(上映・演奏)する場合、次の要件を満たしていれば、手続きなく楽曲を再生利用できます。

〔著作権法(第38条第1項)〕

- ①営利性がない。
- ②入場料など聴衆から対価を徴収しない。
- ③出演者等に報酬が支払われない。

したがって、この要件を満たしているPTA実践発表会の会場では、手続きをとった楽曲を収録したパワーポイントを再生したり、市販CDをBGMとしてホール内で流したりすることはできます。

□実践発表会の会場で再生されるパワーポイントに取り込んだ楽曲の部分、ビデオ録画することは、個人的に学習をするという目的のためであれば製作者の許可があればいいのですが、今後のPTA活動のためにPTAを代表して、楽曲の入っている部分を録画し、後日、その映像を流して研修するという事になると、「私的使用のための複製」には該当しないため、手続きが必要となります。パワーポイントを製作する時点で手続きを取られていても、実践発表会場での個人使用の目的以外の楽曲のビデオ録画は、新たな「複製」行為にあたるので、「著作権」および「著作権隣接権」の2つの手続きが必要となりますので、ご注意ください。